

栗石町分別収集計画

令和元年6月

栗 石 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

雫石町分別収集計画

令和元年6月15日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当町においては焼却施設が老朽化したため、岩手県ごみ処理広域化計画に則するものとして、平成19年度からは資源物を除く一般廃棄物を滝沢市に委託し、平成22年度には雫石・滝沢環境組合（現滝沢・雫石環境組合）を設立して処理をしている状況である。

こうした中、循環型社会の形成に向けて、平成14年度において雫石清掃センター（現しずくいしリサイクルセンター）内に整備したストックヤードを活用し、分別収集に取り組んでいるところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな割合を占め、かつ再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物を分別収集することにより、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、リサイクル率の向上等を図る目的で、住民（分別排出）・事業者（再商品化）・行政（分別収集）とそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を策定する意義としては、容器包装廃棄物の3R（リデュース〈ごみの発生抑制〉）、リユース〈再使用〉、リサイクル〈ごみの再生利用〉）の更なる推進により、一般廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、温室効果ガスの削減など循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 分別収集の推進によるリサイクル率の向上

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	652t	643t	634t	625t	616t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、地域のコミュニティ組織や女性団体、老人クラブ、子供会等の会合等の機会をとらえ、一般廃棄物減量の意識啓蒙を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校におけるリサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などのあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

エコショップいわて認定制度の推進などにより、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 買い物袋の持参の徹底

買い物袋の持参の徹底等の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) 集団資源回収事業奨励金交付事業

ごみの減量化と資源のリサイクルを推進するため、集団資源回収事業に取り組む子供会や自治会等の団体に対し、奨励金を交付する。

(5) ごみ集積所整備事業及び資源ごみストックヤード整備事業の補助事業

地域におけるごみ集積所及び資源ごみストックヤードの新築、改築に係る事業費への一部補助により、施設整備の推進を図る。

(6) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

現行の分別区分を基本とし、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

なお、収集方法としては、町が事業者へ委託し収集する市町村収集と子供会や自治会等の団体が実施する集団資源回収の2種類となる。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製 の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">—</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">—</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">—</td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—	その他のガラス製容器	ガラスびん
—	無色のガラス製容器						
—	茶色のガラス製容器						
—	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール製容器	36.0		36.0		35.0		35.0		34.0	
アルミ製容器	36.0		35.0		35.0		34.0		34.0	
無色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	47.0		46.0		46.0		45.0		44.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	47.0	0.0	46.0	0.0	46.0	0.0	45.0	0.0	44.0	0.0
茶色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	60.0		59.0		59.0		58.0		57.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	60.0	0.0	59.0	0.0	59.0	0.0	58.0	0.0	57.0	0.0
その他のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	19.0		19.0		19.0		19.0		18.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	19.0	0.0	19.0	0.0	19.0	0.0	19.0	0.0	18.0	0.0
飲料用紙製容器包装 (アルミ使用なし)	4.0		4.0		4.0		4.0		4.0	
段ボール	66.0		65.0		64.0		63.0		63.0	
その他の紙製容器包装	合計		合計		合計		合計		合計	
	15.0		15.0		15.0		14.0		14.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0	14.0	0.0	14.0	0.0
ペットボトル (飲料又はしょうゆ等用)	合計		合計		合計		合計		合計	
	42.0		42.0		41.0		41.0		40.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	42.0	0.0	42.0	0.0	41.0	0.0	41.0	0.0	40.0	0.0
その他のプラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)	合計		合計		合計		合計		合計	
	9.0		9.0		9.0		9.0		9.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	9.0	0.0	9.0	0.0	9.0	0.0	9.0	0.0	9.0	0.0
白色トレイ	合計		合計		合計		合計		合計	
	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み

$$= \text{分別排出率} \times \text{推計人口} \times \text{一人1日当たりの排出量} \times 365 \text{日}$$

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16,146人 (対前年比)	15,926人 (対前年比)	15,706人 (対前年比)	15,486人 (対前年比)	15,266人 (対前年比)
98.66%	98.64%	98.62%	98.60%	98.58%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、子供会や自治会等の集団資源回収事業による回収についても、引き続き奨励する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集される容器包装廃棄物の選別や圧縮、保管を円滑に行い、容器包装物の資源化を推進するため、滝沢・雫石環境組合雫石リサイクルセンターの不燃物処理施設及び、ストックヤードと圧縮梱包設備の機能の維持を図るものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、町民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、町民や事業者、行政からの委員で構成された雫石町環境推進会議を開催する。
- ・子供会や自治会等による集団資源回収事業を促進するため、取り組む団体に対して奨励金を交付する。